

日本サーフィン連盟（NSA）ロゴ使用ガイドライン

使用ルール

◇目的

日本サーフィン連盟ロゴ使用ルール（以下「ロゴ使用ルール」といいます。）は、日本サーフィン連盟（以下「当連盟」といいます。）が管理する主催大会、公認大会、サーフィン検定、公認スクール等事業（以下「当連盟事業」といいます。）の商標、事業、支部、地区統括組織、ロゴデザイン、ロゴタイプ、その他ロゴ使用ルール、及び各種事業のロゴ使用ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）で定めるロゴ等（以下、総称して「当連盟ロゴ」といいます。）の使用に関する基本ルールを定めたものです。

上記用途にて当連盟ロゴの使用を希望する者（以下「使用者」といいます。）は、ロゴ使用ルールに定める範囲内で、ガイドラインを遵守する場合に限り、別途当連盟から許諾を得ることにより、当連盟ロゴを無償で使用することができます。※別紙1 申請書参照

また使用者が当連盟理事、監事、委員、支部長、事務局の場合は別途当連盟から許諾を得ることなく、当連盟ロゴを無償で使用することができます。

使用者は、当連盟ロゴの使用にあたり、ロゴ使用ルール及びガイドラインに同意したものと見なします。

◇権利帰属

当連盟ロゴに関する一切の権利（著作権、商標権等含みます）は、すべて当連盟に帰属します。

◇使用目的

使用者は、以下の場合に限り、当連盟ロゴを使用することができます。

- 1.当連盟事業の告知を目的として使用する場合
- 2.当連盟と提携締結関係にある使用者が、当該提携又はこれに関連する事業や企画等において、当連盟の許諾を得た上で当連盟ロゴを使用する場合
- 3.使用者のコンテンツ提供先又は撮影者としての登録先として表示する場合（使用者が当連盟理事、監査、委員会所属である場合に限る）
- 4.テレビや雑誌、その他メディアで使用する場合や、ガイドラインの不明点やご質問は、当連盟事務局へお問い合わせください。

◇不正使用（禁止行為）

使用者は、当連盟ロゴの使用にあたり、以下の行為が禁止されます。

- 1.別途当連盟の許諾を得ることなく、前条に定める使用目的以外に当連盟ロゴを使用すること。
- 2.当連盟ロゴの変形、加工、改変、文字サイズ等の変更、識別を損なう表示をすること。
- 3.当連盟ロゴの最小サイズを下回る使用、要素の一部が欠けた状態の表現をすること。
- 4.当連盟ロゴのカラー背景や画像、イラストによりロゴ全体が認識できない使用をすること。
- 5.当連盟ロゴを他の商品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名、団体等の一部として使用すること。
- 6.別途当連盟の許諾を得ることなく、当連盟と何らかの雇用関係、提携関係、パートナーシップ関係等があること、又は当連盟による承認・後援・推奨等を示唆するような方法で当連盟ロゴを使用

すること。

- 7.当連盟又は当連盟事業の誹謗中傷又はその評判を貶めるような方法で当連盟ロゴを使用すること。
- 8.違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつ又は公序良俗に反する内容の媒体等で当連盟ロゴを使用すること。
- 9.告知以外の営利目的や商用利用で当連盟ロゴを使用した物品を製作すること。
- 10.その他、当連盟が当連盟裁量において不適切と判断する方法で当連盟ロゴを使用すること。

◇使用者の責任

- 1.当連盟は、使用者がロゴ使用ルール又はガイドラインに違反して当連盟ロゴを使用していると認めた場合、又は当連盟裁量で必要と判断した場合、使用者に対して、当連盟ロゴの使用停止、その他、当連盟が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。
- 2.使用者は、当連盟ロゴを使用したことに起因して（当連盟がかかる使用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます）、当連盟が直接的又は間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます）を被った場合、当連盟の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。

◇免責

- 1.当連盟は、当連盟ロゴに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当連盟は、かかる瑕疵を除去して当連盟ロゴを提供する義務を負いません。
- 2.当連盟は、当連盟ロゴに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

◇ロゴ使用ルール及びガイドラインの変更

当連盟は、当連盟が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでも、ロゴ使用ルール及びガイドラインを変更することができます。変更後のロゴ使用ルール及びガイドラインは、当連盟ウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、使用者は、変更後も当連盟ロゴを使用し続けることにより、変更後のロゴ使用ルール及びガイドラインに同意をしたものとみなされます。

◇準拠法及び裁判管轄

- 1.ロゴ使用ルールの準拠法は日本法とします。
- 2.当連盟ロゴに起因し又はこれに関連して使用者と当連盟との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

◇当連盟ロゴの特別使用

支部は以下の方法に限り特別使用をすることができます。

支部が当連盟事業に関わる活動をする場合、当連盟から使用承認を得ることにより、当連盟ロゴに支部であることがわかる追加表記のある専用ロゴをガイドラインに則り使用することができるものとします。

専用ロゴに関する一切の権利（著作権、商標権等含みます）は、すべて当連盟に帰属します。

専用ロゴは支部としてのみ使用でき、個人に係る使用は禁止とします。

以上

制定： 2023 年 7 月 21 日 理事会承認

別注

日本サーフィン連盟ロゴとは、下記 PDF データのロゴマーク（デザイン）及びロゴタイプ（文字）の双方を示します。

AI データを必要とする場合は、別途連盟事務局へお問い合わせください。



日本サーフィン連盟ロ
ゴデータ.pdf

https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2023/07/NSA_logo_date.pdf

年 月 日

一般社団法人日本サーフィン連盟 理事長 殿

(申請者)

団体名

代表者名 _____ ⑩

日本サーフィン連盟マーク使用申請書

下記により、日本サーフィン連盟マークを使用したく、ここに申請いたします。

記

1.使用の趣旨

2.使用対象物件

3.使用の方法 (デザイン別添)

4.使用の期間

5.作成枚数

※NSA ロゴ使用ガイドラインを遵守し、別途使用目的があるものとして提出を致します。